

## 行政苦情救済推進会議議事概要

- 1 日 時：平成19年6月5日（火）14:00～16:00
- 2 場 所：1002会議室（中央合同庁舎第2号館10階）
- 3 出席者

（メンバー）

座 長	塩 野	宏
	大 森	政 輔
	大 森	彌
	加賀美	幸 子
	加 藤	陸 美
	堀 田	力

（敬称略）

（総務省）

行政評価局長	熊 谷	敏
大臣官房審議官	新 井	英 男
行政相談課長	新 井	豊
行政相談業務室長	小 川	正 博

### 4 会議次第

#### （1）既付議事案のあっせん案の審議

- 建築計画概要書の閲覧制度の見直し

#### （2）既付議事案のあっせん案等の審議

- 介護福祉士国家試験の受験機会の拡大

## 5 議事

(塩野座長)

ただいまから、第72回行政苦情救済推進会議を開催いたします。

本日は、委員の皆様方におかれましては、ご多忙のところご出席頂き、誠にありがとうございます。

本日の議題は、お手元の議事次第のとおり、既付議事案2件についての審議、その他となっております。はじめに、前回(本年1月)の第71回会議に付議されました「建築計画概要書の閲覧制度の見直し」の事案です。それでは、事務局からあっせん案について説明してください。

### (1) 既付議事案のあっせん案の審議

- 建築計画概要書の閲覧制度の見直し

#### 《室長から、事案及びあっせん案の概要を説明》

(事案の概要)

- 私は、家を建築中であるが、複数の家具店から「ご新築・特別優待セール」のダイレクトメールが送られてくるようになった。これは、事業者が建築基準法の閲覧制度を利用して建築主の個人情報を入力していることによるものだと分かった。建築基準法の閲覧制度によるものであっても、このような営業を目的とする者に対して、建築確認申請に係る個人の情報を提供することは納得できない。

(あっせん案の概要)

- 国土交通省は、個人情報の保護、国民生活の安心・平穩の確保並びに建築計画概要書の閲覧申請及び情報公開請求に関する特定行政庁・地方公共団体の統一かつ的確な対応を推進する観点から、建築基準法に基づく建築計画概要書の閲覧制度について、住民の協力により違反建築物の建築を未然に防止することなどを目的とする閲覧制度に沿わない「営利目的の閲覧」、「大量閲覧」及び「建築物・建築主が特定されていない閲覧」を制限できるよう、閲覧事項等の見直しなどによる制度の整備を含め、適切に対応する必要がある。

(堀田委員)

閲覧制限の対象としては、「建築物・建築主が特定されていない閲覧」を挙げるのであれば、閲覧申請に当たっては、建築物と建築主の両方が特定されていなければならないことになるが、建築主が特定されていなくても、建築物が特定されていれば、建築物に対するクレームに寄与するためのものという制度本来の趣旨は果たせるのではないかと考えられます。

(室長)

営業目的で大量閲覧する場合、建築物及び建築主を特定せずに閲覧申請している状況がみられたことから、本事案のあっせん案では、このような表現としましたが、一

般化するならば、「建築主」を削除し、「建築物」だけを残すこととしても、制度本来の目的は果たされると考えられます。

(塩野座長)

この制度本来の趣旨は、行政法学の用語でいう「対物処分」であり、誰が所有しているかは問題ではないものです。違反建築物を発見した場合に、建築主が特定できないからこそ役所に行って調べるといった場合もあります。

堀田委員からご意見がありました。もし異論がなければ、「建築主」の文言を削除し、本案を了承するというところでよろしいでしょうか。

(一同)

結構です。

## (2) 既付議事案のあっせん案等の審議

### ○ 介護福祉士国家試験の受験機会の拡大

それでは、議事次第の2番目、「介護福祉士国家試験の受験機会の拡大」の事案について審議をお願いします。事務局から、前回会議で各委員から出された確認事項についての報告と、それらを踏まえたあっせん案について説明してください。

## 《室長から、事案、確認事項についての報告及びあっせん案の概要を説明》

(事案の概要)

- 私は身体障害者更正援護施設に勤務しており、介護福祉士国家試験の受験を希望している。勤務先には、介護福祉士、社会福祉士及び精神保健福祉士の国家試験の受験を希望する職員が多数いる。しかし、これら介護福祉士等の試験は年1回、同じ日にしか行われていないことから、受験のために一度に多くの職員が職場を離れることになるが、施設における出勤者を確保する都合から、私は、何年間も受験できず、困っている。介護福祉士国家試験を複数回実施し、受験機会を増やしてほしい。

(あっせん案の概要)

- 厚生労働省は、介護福祉士の確保・育成を推進する観点から、介護福祉士国家試験について、試験実施にかかるコスト増に伴う受験料への影響や試験の質の確保についても十分勘案した上で、試験の実施回数や試験実施都道府県数を増やすなど、受験機会の拡大について検討する必要がある。

(大森彌委員)

介護分野における人材不足は、大都市で非常に深刻な問題ですが、専門職としての職業的な地位をきちんと確立させ、報酬をきちんと出す方向に向かうべきであり、厚

生労働省もその方向を徹底して検討しているようです。その検討の中で、厚生労働省は試験実施回数の増加について、気付かなかっただけで、やらざるを得ないものと考えられます。

また、ここには出てきていませんが、(日本とフィリピンとの間で締結された経済連携協定の影響により、) 介護福祉士制度においては、政府の方針で今後「准介護福祉士」というものが設けられることになっています。ちなみに、これは一般制度とされていることから、外国人だけでなく、日本人にも適用され、学校を卒業してから国家試験に合格するまでのつなぎの資格制度とされています。つまり、これらの方も、ゆくゆくは介護福祉士国家試験を受験するということになります。そうであれば、将来的に年1回の試験では少ないという社会的要請も益々高まってくるものと思われまます。そういった意味でも、厚生労働省に対して、早い段階で試験の実施回数について検討を求める本あっせん案は望ましいものと考えられます。

(塩野座長)

大森彌委員からご意見がありましたとおり、役所が気付かなかった点を気付かせるという意味では、大変重要なあっせんになると思います。

(堀田委員)

介護福祉士の制度改革は、サービスを受ける側にとって、非常に大切なものでありますが、現場のヘルパーさんの間では、現在のヘルパー2級の資格で十分ではないかという意見があるのが実態のようです。

これらのヘルパーさんに、将来的に、介護福祉士の資格を取得してもらうためにも、厚生労働省には、試験の実施回数の増加について是非取り組んでもらいたいと思いません。

(塩野座長)

推進会議としては、本あっせん案を了承するということがよろしいでしょうか。

(一同)

結構です。

以上